

## 只木ゼミ夏合宿第3問検察レジюме(反対尋問)

文責:1班

- 5 1. 弁護レジюме 1 頁 33 行目「規範的に評価」とあるが、ここにおける「規範」とはどのような基準を指すのか。
- 10 2. 弁護レジюме 2 頁 23 行目以下「承継的共同正犯や共犯関係からの離脱の場合には、少なくとも先行行為者や残余の共犯に対して傷害の罪責を負わせることが可能なのであるから、同時傷害の特例を適用する余地がないと解すべき」とあるが、先行者や残余者に傷害の罪責を負わせることが可能である場合は、承継的共同正犯に途中から加わった者や共犯から離脱したものについては、その時に負わせた同時の傷害行為について、一切帰責させられないということか。
- 15 3. 弁護側は離脱の可否を①離脱者側の態度②残余者側の態度から判断するが、あてはめを見る限り①について主観的及び客観的に判断し、②について主観的に判断している。このような判断方法を取っていると考えてよいか。
4. 弁護側は 3 頁 23 行目以下において、甲と乙が丙が車を置いていったものと錯誤した事情を①離脱者側の態度の事情として評価しているが、むしろ②残者側の態度の事情とすべきでないのか。